

小国町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

小国町長 紅科 諱一

小国町条例第 18 号

小国町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小国町特別職の職員の給与に関する条例（昭和 45 年小国町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

25 第 3 条の規定にかかわらず、令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間、町長、副町長及び教育長については同条に規定する額から同条に規定する額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額を給料月額として支給する。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。